

事業所調査結果概要

I 育児・介護休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

① 女性

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち令和4年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は86.7%と、前回調査（令和3年度89.5%）より2.8ポイント低下した（図1, 付属統計表第1表）。

また、女性の有期契約労働者についてみると、在職中に出産した女性の有期契約労働者がいた事業所のうち、育児休業者がいた事業所の割合は75.4%で、前回調査（同81.1%）より5.7ポイント低下した（表1, 付属統計表第2表）。

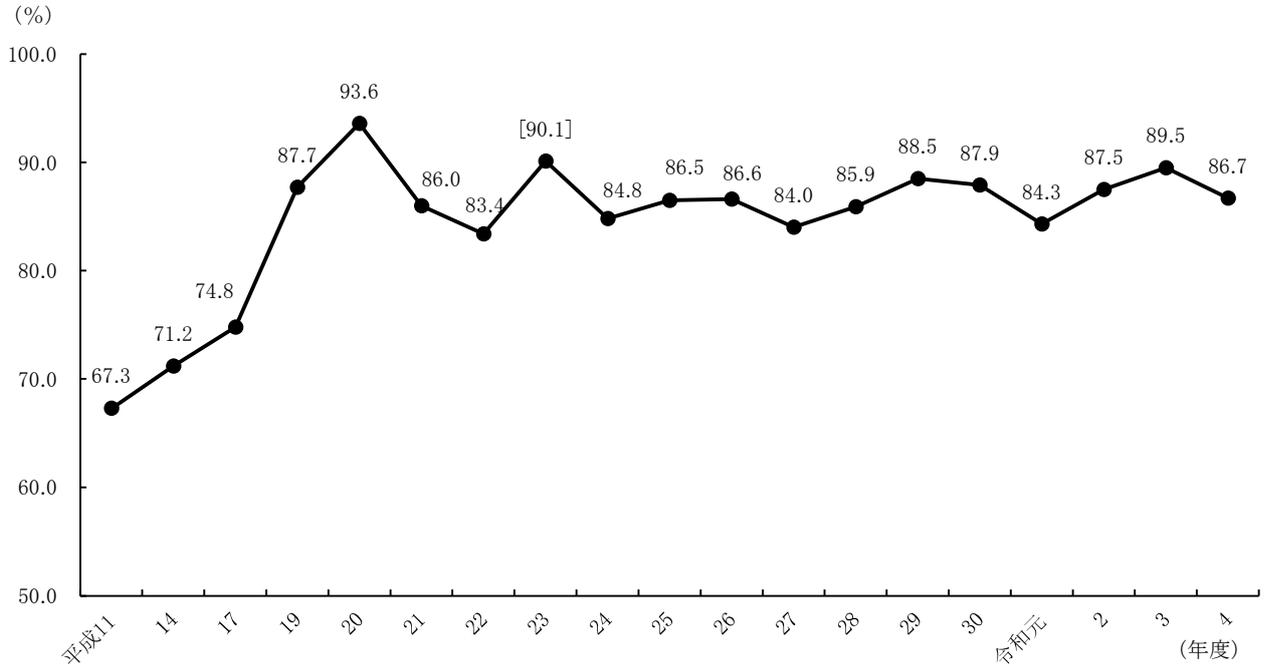
② 男性

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち令和4年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は24.2%と、前回調査（令和3年度18.9%）より5.3ポイント上昇した（図1, 付属統計表第1表）。

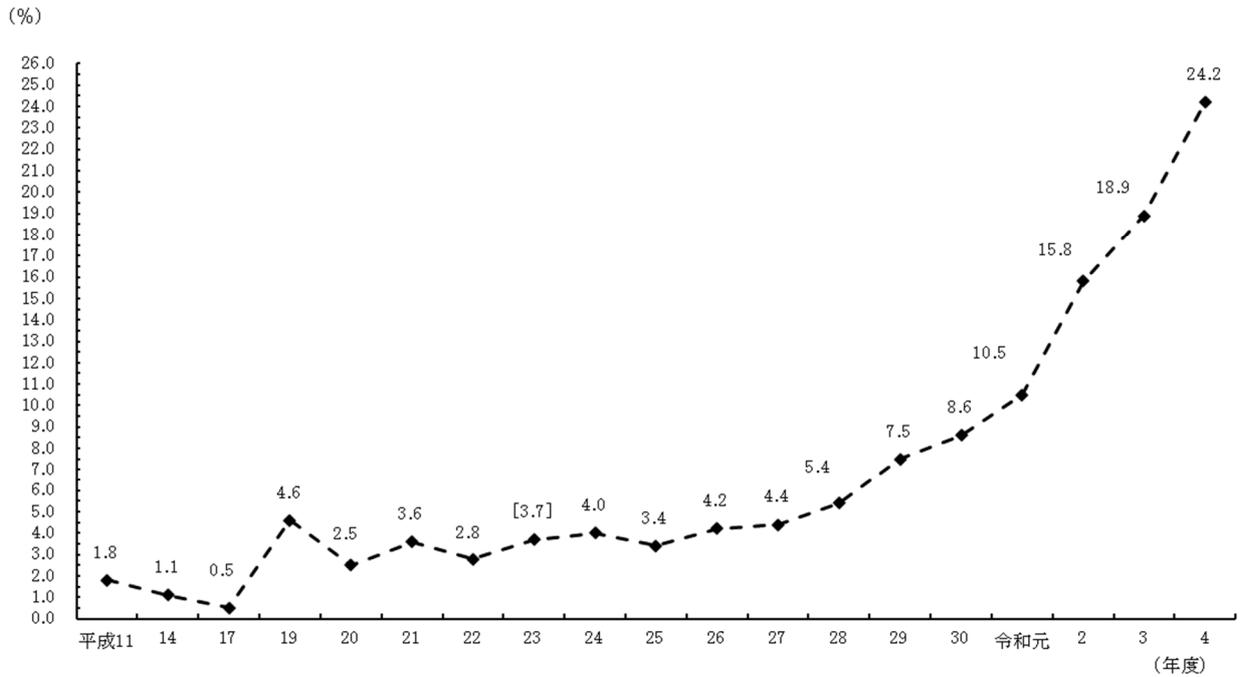
また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は11.2%で、前回調査（同15.3%）より4.1ポイント低下した（表1, 付属統計表第2表）。

図1 育児休業者の有無別事業所割合

女性



男性



注:平成 23 年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表1 有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

(%)

	女性				男性			
	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし
令和2年度	100.0	79.5	77.4	22.6	100.0	64.8	12.6	87.4
令和3年度	100.0	87.2	81.1	18.9	100.0	86.4	15.3	84.7
令和4年度	100.0	80.5	75.4	24.6	100.0	71.8	11.2	88.8

注1：調査対象事業所のうち、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間に出産し者、又は配偶者が出産した者がいた事業所を100として集計した。

注2：「育児休業者」は、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）をいう。

注3：「制度の対象となる有期契約労働者」とは、各調査時点では、①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること、②子が1歳6か月になる日までに、労働契約期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと。

イ 育児休業者割合

① 女性

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、令和4年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は80.2%と、前回調査（令和3年度85.1%）より4.9ポイント低下した（図2, 付属統計表第3表）。

また、同期間内に出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は65.5%で、前回調査（同68.6%）より3.1ポイント低下した（表2, 付属統計表第4表）。

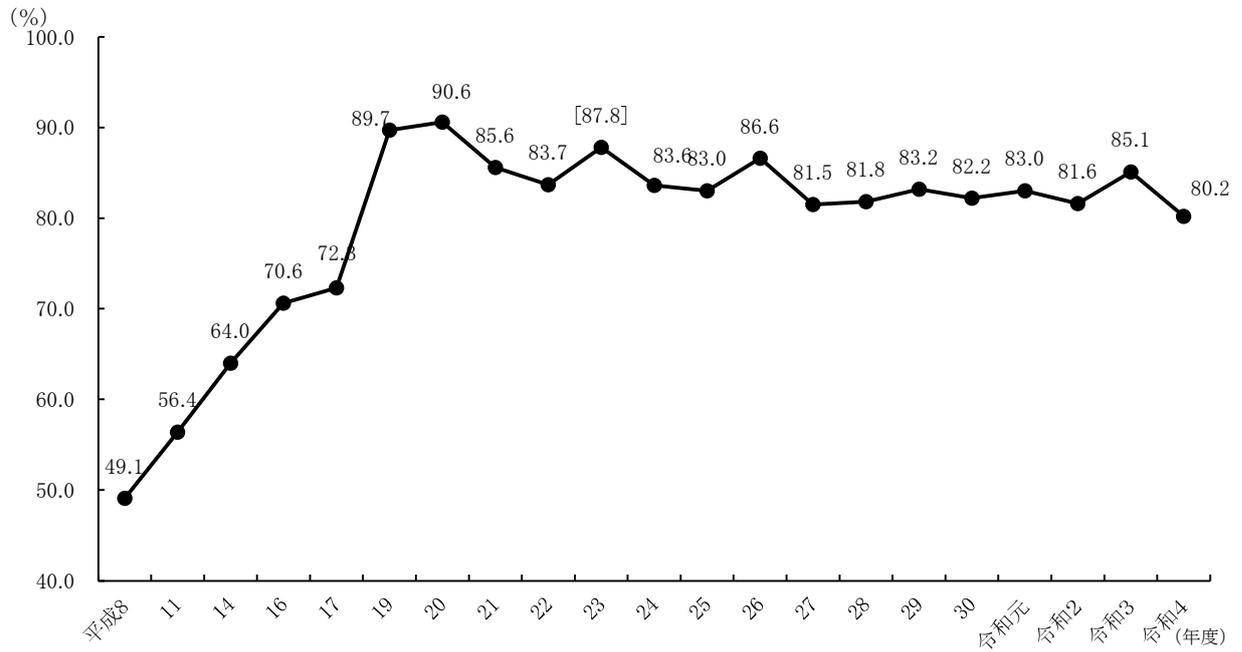
② 男性

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に配偶者が出産した男性のうち、令和4年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。）の割合は17.13%と、前回調査（令和3年度13.97%）より3.16ポイント上昇した（図2, 付属統計表第3表）。

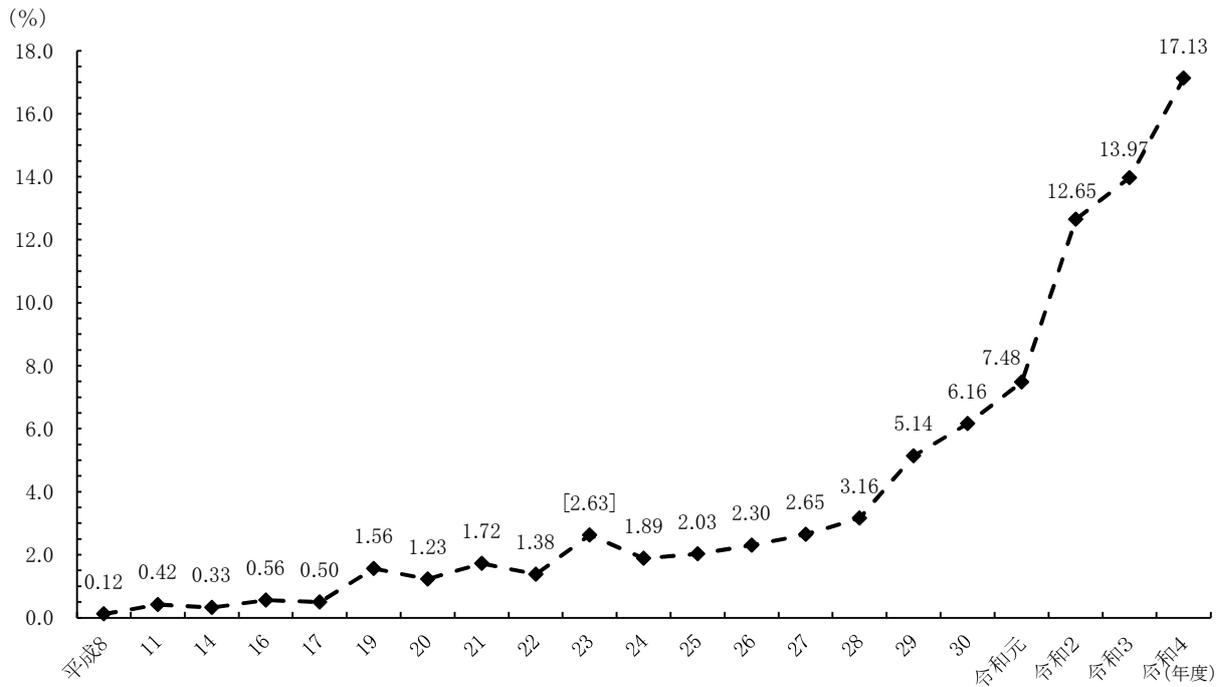
また、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の育児休業取得率は8.57%で、前回調査（同14.21%）より5.64ポイント低下した（表2, 付属統計表第4表）。

図2 育児休業取得率の推移

(女性)



(男性)



注:平成 23 年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表2 有期契約労働者の育児休業取得率

(%)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
女性	「80.7」	71.4	69.8	75.5	73.4	70.0	70.7	69.6	77.5	62.5	68.6	65.5
男性	「0.06」	0.24	0.78	2.13	4.05	3.42	5.69	7.54	3.07	11.81	14.21	8.57

注:平成 23 年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)}の数}{\text{調査前年の9月30日までの1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

(※)平成 22 年度までは、調査前年度 1 年間

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況

ア 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は 77.5%と、前回調査（令和 3 年度 73.2%）に比べ 4.3 ポイント上昇した（表 3，付属統計表第 5 表）。

産業別にみると、金融業、保険業（95.3%）、電気・ガス・熱供給・水道業（94.9%）、複合サービス業（94.7%）において、制度がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第 5 表）。

規模別にみると、500 人以上で 100.0%、100～499 人で 97.9%、30～99 人で 89.0%、5～29 人で 74.7%と、規模が大きい事業所の方が制度がある割合が高い傾向にある（付属統計表第 5 表）。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の最長利用可能期間をみると、「3 歳未満」が最も高く 38.1%（令和 3 年度同率）、次いで「小学校卒業以降も利用可能」が 23.0%（同 19.5%）、「小学校就学の始期に達するまで」が 19.8%（同 22.0%）となっている。制度がある事業所において、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は 55.8%（同 55.5%）で、全事業所に対する割合は 43.3%（同 40.7%）と、前回調査に比べ 2.6 ポイント上昇した（表 3，付属統計表第 5 表）。

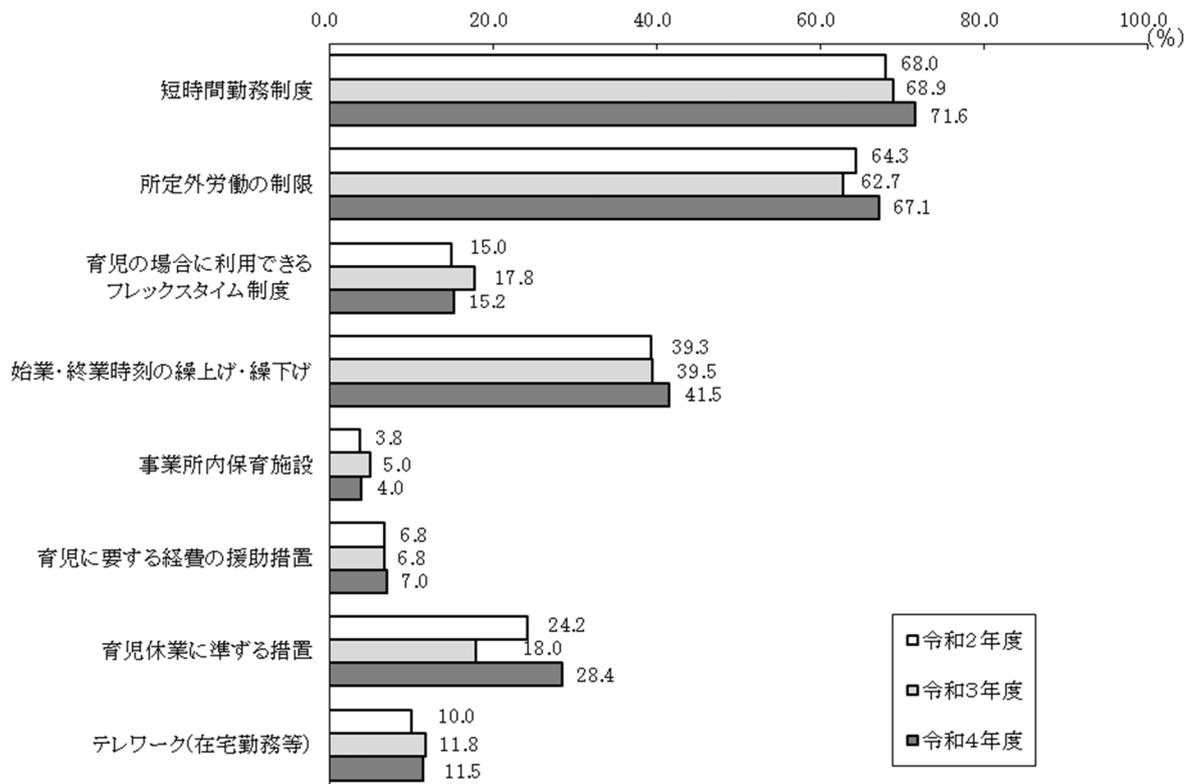
表3 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度なし	不明
			3歳未満 ①	3歳～ 小学校就 学前の 一定の 年齢まで ②	小学校就 学の始期 に達する まで ③	小学校 入学～ 小学校 3年生 (又は 9歳) まで ④	小学校 4年生 ～小学 校 卒業 (又は 12歳) まで ⑤	小学校 卒業以 降も利 用可能 ⑥	【再掲】 「小学校 就学の始 期に達す るまで」 以上 ③～⑥		
令和2年度	100.0	73.4 (100.0)	28.7 (39.1)	3.7 (5.1)	15.8 (21.6)	5.7 (7.7)	4.0 (5.5)	15.4 (21.0)	41.0 (55.8)	26.0	0.5
令和3年度	100.0	73.2 (100.0)	27.9 (38.1)	4.7 (6.4)	16.1 (22.0)	5.9 (8.0)	4.4 (6.0)	14.3 (19.5)	40.7 (55.5)	26.8	-
令和4年度	100.0	77.5 (100.0)	29.5 (38.1)	4.7 (6.1)	15.3 (19.8)	5.1 (6.6)	5.0 (6.5)	17.8 (23.0)	43.3 (55.8)	22.3	0.2

イ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の導入状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」71.6%（令和3年度68.9%）、「所定外労働の制限」67.1%（同62.7%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」41.5%（同39.5%）の順で多くなっている（図3, 付属統計表第6表）。

図3 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（複数回答）



「制度あり」と回答している事業所において、導入割合の多い措置の最長利用可能期間の状況をみると、「短時間勤務制度」については、「3歳未満」が最も高く55.8%（令和3年度53.6%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が13.9%（同16.1%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は40.0%（同41.9%）となっている。

「所定外労働の制限」については、「3歳未満」が最も高く51.4%（令和3年度47.4%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が24.9%（同27.3%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は41.6%（同44.6%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳未満」が最も高く42.7%（令和3年度44.7%）、次いで「小学校卒業以降も利用可能」が23.9%（同19.3%）であり、「小学校就学の始期に達するまで及び小学校入学以降も対象」としている事業所割合は52.2%（同49.6%）となっている（表4, 付属統計表第7表）。

表4 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無
及び最長利用可能期間別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							【再掲】 「小学校就学の始期に達するまで」以上 ③～⑥	制度無し	不明
			3歳未満 ①	3歳～ 小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～ 小学校3年生（又は9歳）まで ④	小学校4年生～ 小学校卒業（又は12歳）まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥				
短時間勤務制度	令和2年度	100.0	68.0 (100.0)	(55.7)	(3.9)	(15.0)	(11.5)	(6.5)	(7.4)	(40.4)	31.5	0.5
	令和3年度	100.0	68.9 (100.0)	(53.6)	(4.5)	(16.1)	(11.2)	(8.2)	(6.4)	(41.9)	31.1	-
	令和4年度	100.0	71.6 (100.0)	(55.8)	(4.3)	(13.9)	(10.1)	(9.0)	(7.0)	(40.0)	28.2	0.2
所定外労働の制限	令和2年度	100.0	64.3 (100.0)	(49.6)	(5.5)	(26.7)	(6.3)	(5.2)	(6.7)	(44.9)	35.2	0.5
	令和3年度	100.0	62.7 (100.0)	(47.4)	(8.1)	(27.3)	(5.8)	(4.7)	(6.8)	(44.6)	37.3	-
	令和4年度	100.0	67.1 (100.0)	(51.4)	(7.0)	(24.9)	(5.2)	(4.9)	(6.6)	(41.6)	32.7	0.2
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	令和2年度	100.0	15.0 (100.0)	(31.5)	(4.4)	(10.0)	(5.8)	(6.2)	(42.2)	(64.1)	84.4	0.5
	令和3年度	100.0	17.8 (100.0)	(35.6)	(5.8)	(13.2)	(4.4)	(5.7)	(35.3)	(58.6)	82.2	-
	令和4年度	100.0	15.2 (100.0)	(30.8)	(2.7)	(11.9)	(3.7)	(2.6)	(48.3)	(66.5)	84.6	0.2
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	令和2年度	100.0	39.3 (100.0)	(44.0)	(5.0)	(14.8)	(8.0)	(7.3)	(20.9)	(51.0)	60.1	0.5
	令和3年度	100.0	39.5 (100.0)	(44.7)	(5.7)	(15.6)	(7.1)	(7.5)	(19.3)	(49.6)	60.5	-
	令和4年度	100.0	41.5 (100.0)	(42.7)	(5.1)	(13.8)	(8.1)	(6.4)	(23.9)	(52.2)	58.3	0.2
事業所内保育施設	令和2年度	100.0	3.8 (100.0)	(37.8)	(13.9)	(28.3)	(4.7)	(5.1)	(10.2)	(48.3)	95.7	0.5
	令和3年度	100.0	5.0 (100.0)	(43.5)	(14.3)	(26.8)	(1.2)	(2.5)	(11.8)	(42.2)	95.0	-
	令和4年度	100.0	4.0 (100.0)	(49.2)	(9.4)	(24.4)	(3.3)	(6.0)	(7.6)	(41.3)	95.8	0.2
育児に要する経費の援助措置	令和2年度	100.0	6.8 (100.0)	(22.9)	(10.6)	(20.5)	(12.4)	(9.8)	(23.7)	(66.5)	92.7	0.5
	令和3年度	100.0	6.8 (100.0)	(30.9)	(15.9)	(20.8)	(7.2)	(11.1)	(14.2)	(53.2)	93.2	-
	令和4年度	100.0	7.0 (100.0)	(29.3)	(8.6)	(9.9)	(18.3)	(8.3)	(25.6)	(62.1)	92.8	0.2
育児休業に準ずる措置	令和2年度	100.0	24.2 (100.0)	(74.0)	(5.5)	(7.4)	(2.5)	(3.2)	(7.4)	(20.5)	75.2	0.5
	令和3年度	100.0	18.0 (100.0)	(65.9)	(6.3)	(11.4)	(3.6)	(3.8)	(9.0)	(27.8)	82.0	-
	令和4年度	100.0	28.4 (100.0)	(73.4)	(4.8)	(7.7)	(3.0)	(2.5)	(8.6)	(21.8)	71.4	0.2
テレワーク(在宅勤務等)	令和2年度	100.0	10.0 (100.0)	(14.4)	(2.2)	(2.4)	(2.7)	(5.9)	(72.5)	(83.4)	89.5	0.5
	令和3年度	100.0	11.8 (100.0)	(16.3)	(2.6)	(7.6)	(2.3)	(3.8)	(67.3)	(81.1)	88.2	-
	令和4年度	100.0	11.5 (100.0)	(12.5)	(0.3)	(4.6)	(3.2)	(3.5)	(75.8)	(87.1)	88.3	0.2

3 時間外労働・深夜業の制限に関する事項

(1) 時間外労働の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は61.6%（平成28年度52.6%）となっており、前回調査に比べ9ポイント上昇した。規定がある事業所における対象となる子の年齢は、「小学校就学の始期に達するまで」が84.2%（同88.0%）と最も高くなっている。また、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がある事業所の割合は59.8%となっており、前回調査（50.3%）に比べ9.5ポイント上昇した（図4,表5,付属統計表第8,9表）。

育児を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がない事業所において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所の割合は、7.2%（平成28年度7.7%）となっている。また、家族の介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定がない事業所において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに時間外労働を行った労働者がいる事業所の割合は4.7%（同5.4%）となっている（表6,付属統計表第8,9表）。

図4 育児や介護を行う労働者のための時間外労働の制限の規定あり事業所割合

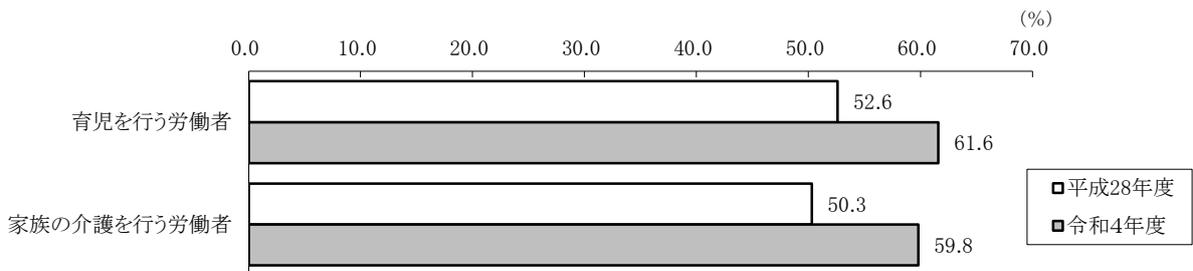


表5 育児を行う労働者のための時間外労働の制限の最長利用期間別事業所割合 (%)

	事業所計	規定あり	最長利用可能期間				規定なし	不明
			小学校就学始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能		
平成28年度	100.0	52.6 (100.0)	(88.0)	(5.6)	(3.8)	(2.6)	47.4	-
令和4年度	100.0	61.6 (100.0)	(84.2)	(5.9)	(5.9)	(4.1)	38.2	0.1

表6 育児や家族の介護を行う労働者のうち、時間外労働を行った労働者の有無別事業所割合 (%)

労働者種別	事業所計	時間外労働を行った労働者の有無別事業所割合 (%)		
		規定なし事業所計	いる	いない
育児を行う労働者	平成28年度	100.0	7.7	92.3
	令和4年度	100.0	7.2	92.8
家族の介護を行う労働者	平成28年度	100.0	5.4	94.6
	令和4年度	100.0	4.7	95.3

(2) 深夜業の制限の制度に関する事項

育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所の割合は58.7%（平成28年度48.9%）となっており、前回調査に比べ9.8ポイント上昇した。規定がある事業所における対象となる子の年齢は、「小学校就学の始期に達するまで」が86.9%（同89.9%）と最も高くなっている。また、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がある事業所の割合は58.7%となっており、前回調査（47.8%）に比べ10.9ポイント上昇した（図5、表7、付属統計表第10、11表）。

育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定がない事業所において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに深夜業を行った労働者がいる事業所の割合は、2.4%（平成28年度2.8%）となっている。また、家族の介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定がない事業所において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに深夜業を行った労働者がいる事業所の割合は3.4%（同2.2%）となっている（表8、付属統計表第10、11表）。

図5 育児や介護を行う労働者のための深夜業の制限の規定あり事業所割合

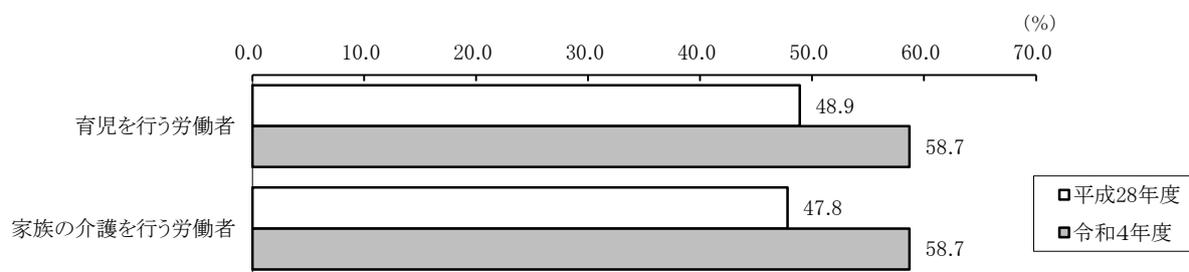


表7 育児を行う労働者のための深夜業の制限の規定の有無及び最長利用期間別事業所割合 (%)

	事業所計	最長利用可能期間						規定なし	不明
		規定あり	小学校就学始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで	小学校卒業以降も利用可能	規定なし		
平成28年度	100.0	48.9 (100.0)	(89.9)	(4.0)	(3.6)	(2.5)	51.1	-	
令和4年度	100.0	58.7 (100.0)	(86.9)	(5.0)	(4.8)	(3.3)	41.2	0.1	

表8 育児や家族の介護を行う労働者のうち、深夜業を行った労働者の有無別事業所割合 (%)

		規定なし事業所計		
		いる	いない	
育児を行う労働者	平成28年度	100.0	2.8	97.2
	令和4年度	100.0	2.4	97.6
家族の介護を行う労働者	平成28年度	100.0	2.2	97.8
	令和4年度	100.0	3.4	96.6

4 介護休業制度

(1) 介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では72.8%（令和元年度74.0%）、事業所規模30人以上では90.0%（同89.0%）となっており、前回調査に比べ、5人以上で1.2ポイント低下、30人以上で1.0ポイント上昇した（図6, 付属統計表第12表）。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（94.9%）、金融業, 保険業（93.8%）、複合サービス事業（93.6%）、教育, 学習支援業（88.8%）で規定がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第12表）。

規模別にみると、500人以上で99.2%、100～499人で98.3%、30～99人で87.9%、5～29人で69.1%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（図7, 付属統計表第12表）。

図6 介護休業制度の規定あり事業所割合の推移

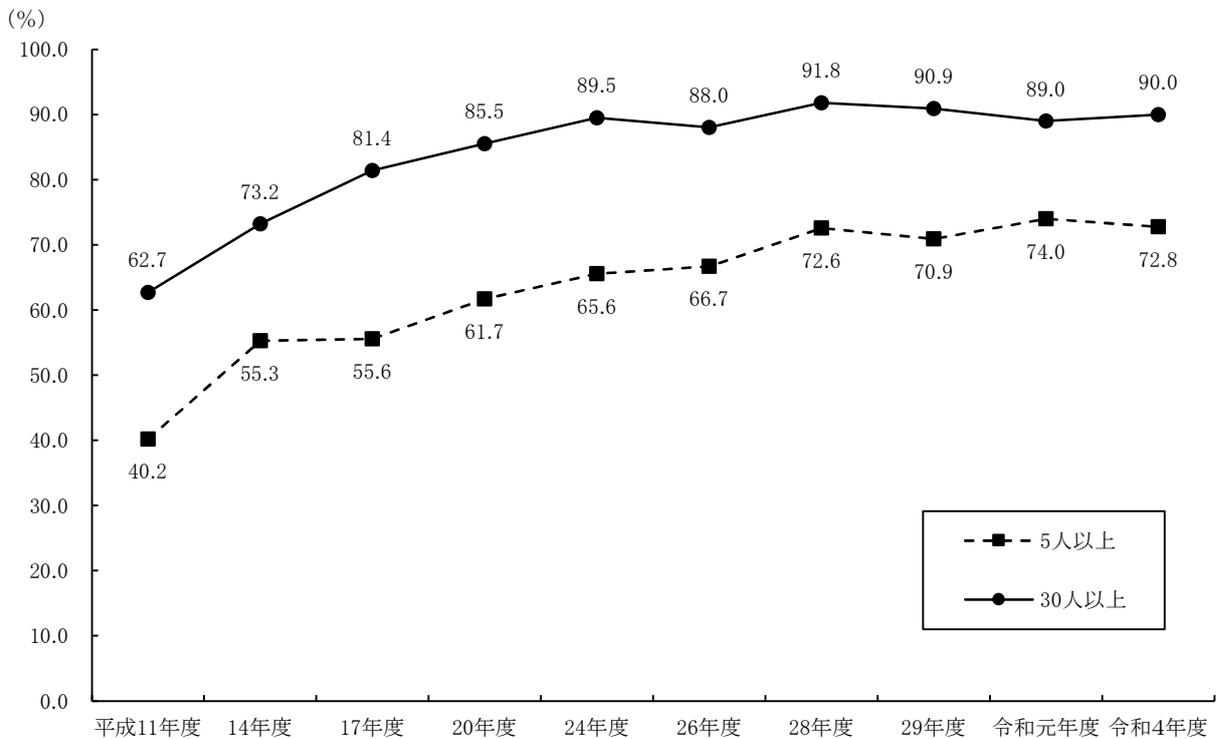
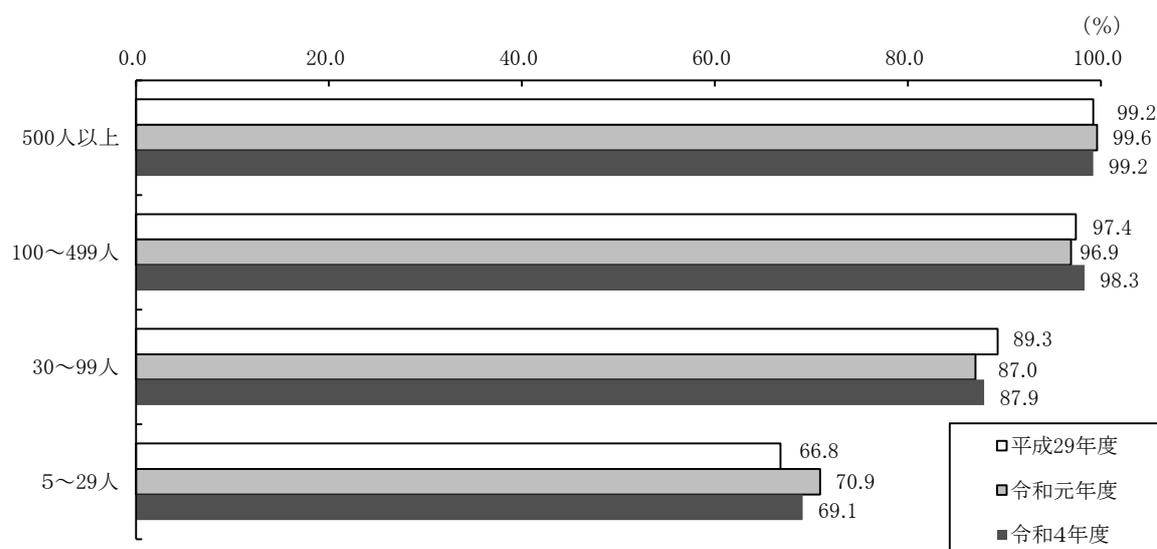


図7 事業所規模別介護休業制度の規定あり事業所割合



(2) 介護休業制度の内容

ア 最長介護休業期間

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の期間について「期間の最長限度を定めている」とする事業所割合は96.1%（令和元年度95.3%）、「期間の制限はなく、必要日数取得できる」とする事業所割合は3.9%（同4.7%）となっている。

期間の最長限度を定めている事業所についてその期間をみると、「通算して93日まで（法定どおり）」が82.9%（同84.6%）と最も高くなっており、次いで「1年」8.2%（同8.1%）、「93日を超え6か月未満」3.2%（同2.6%）、「6か月」2.9%（同2.6%）の順となっている（表9, 附属統計表第13表）。

表9 最長介護休業期間の制限の有無及び最長介護休業期間別事業所割合

	介護休業制度の規定がある事業所計	期間の最長限度を定めている	最長限度						期間の制限はなく、必要日数取得できる
			通算して93日まで（法定どおり）	93日を超え6か月未満	6か月	6か月を超え1年未満	1年	1年を超える期間	
令和元年度	100.0	95.3 (100.0)	(84.6)	(2.6)	(2.6)	(0.4)	(8.1)	(1.8)	4.7
令和4年度	100.0	96.1 (100.0)	(82.9)	(3.2)	(2.9)	(0.9)	(8.2)	(2.0)	3.9

イ 取得可能回数

介護休業制度の規定がある事業所において、介護休業の取得回数に「制限あり」とする事業所割合は81.8%（平成29年度82.5%）、「取得回数に制限なし」とする事業所割合は18.2%（同17.5%）となっている。

取得回数に「制限あり」とする事業所のうち、割合が最も高いのは「3回（法定どおり）」とする事業所で、89.1%（同81.5%）となっている（表10、付属統計表第14表）。

表10 介護休業の取得回数の制限の有無及び取得可能回数別事業所割合

	介護休業制度の規定がある事業所計	取得回数の制限あり	取得回数				制限なし	
			2回以下	3回 (法定どおり)	4回	5回		6回以上
平成29年度	100.0	82.5 (100.0)	14.2 (17.3)	67.2 (81.5)	0.3 (0.3)	0.4 (0.5)	0.4 (0.5)	17.5
令和4年度	100.0	81.8 (100.0)	7.4 (9.0)	72.9 (89.1)	0.1 (0.2)	0.7 (0.9)	0.6 (0.8)	18.2

(3) 介護休業制度の利用状況

ア 介護休業者の有無別事業所割合

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に介護休業を取得した者がいた事業所の割合は1.4%（令和元年度2.2%）であった。介護休業者がいた事業所のうち、男女ともに介護休業者がいた事業所の割合は4.6%（同12.3%）、女性のみいた事業所の割合は66.0%（同54.6%）、男性のみいた事業所の割合は29.4%（同33.1%）であった（表11、付属統計表第16表）。

表11 介護休業取得状況別事業所割合

	事業所計	介護休業者あり	介護休業者あり			介護休業者なし	不明
			男女とも 介護休業者あり	女性のみ 介護休業者あり	男性のみ 介護休業者あり		
令和元年度	100.0	2.2 (100.0)	0.3 (12.3)	1.2 (54.6)	0.7 (33.1)	97.8	-
令和4年度	100.0	1.4 (100.0)	0.1 (4.6)	0.9 (66.0)	0.4 (29.4)	98.5	0.1

イ 介護休業者の男女割合

常用労働者に占める介護休業者割合は、0.06%（令和元年度0.11%）であり、男女別にみると、女性は0.10%（同0.16%）、男性は0.04%（同0.07%）となっている。また、介護休業者の男女比は、女性69.2%（同61.1%）、男性30.8%（同38.9%）であった（表12、付属統計表第17表）。

表 12 介護休業者割合

(%)

	男女計		女性		男性	
令和元年度	100.0	0.11	100.0	0.16	100.0	0.07
令和4年度	100.0	0.06	100.0	0.10	100.0	0.04

注：「介護休業者」は、調査前年度1年間に介護休業を開始した者をいう。

介護休業者の男女割合

(%)

	介護休業者計	女性	男性
	令和元年度	100.0	61.1
令和4年度	100.0	69.2	30.8

ウ 介護休業の取得期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は「1週間未満」が26.1%と最も高く、次いで「1か月～3か月未満」が25.3%、「2週間～1か月未満」が17.3%、「6か月～1年未満」が11.0%、「3か月～6か月未満」が7.4%の順となっている（表13, 附属統計表第19表）。

表 13 取得期間別介護休業後復職者割合

(%)

	介護休業後復職者計	1週間未満	1週間～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上
		男女計 令和4年度	100.0	26.1	5.8	17.3	25.3	7.4
女性 令和4年度	100.0	12.1	4.0	17.7	32.5	8.1	15.3	10.3
男性 令和4年度	100.0	55.5	9.8	16.4	10.2	5.9	1.9	0.4

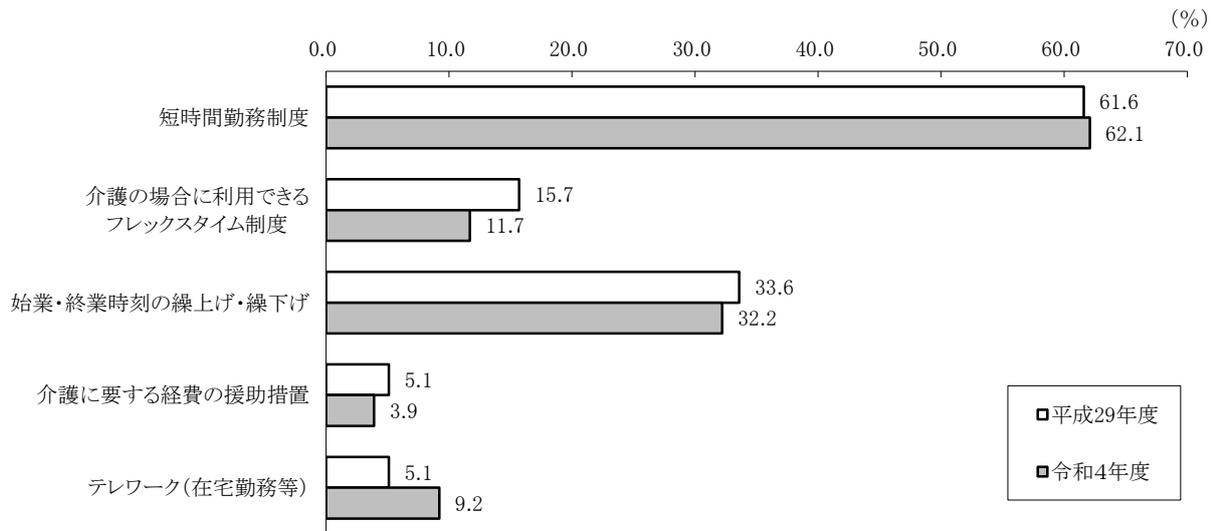
注：「介護休業後復職者」は、調査前年度1年間に介護休業を終了し、復職した者をいう。

5 働きながら家族の介護を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 介護のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況

介護のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、「短時間勤務制度」62.1%（平成29年度61.6%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」32.2%（同33.6%）、「介護の場合に利用できるフレックスタイム制度」11.7%（同15.7%）、「テレワーク（在宅勤務等）」9.2%（同5.1%）、「介護に要する経費の援助制度」3.9%（同5.1%）の順で多くなっている（図8, 付属統計表第20表）。

図8 介護のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）



「制度あり」と回答している事業所において、導入割合の多い「短時間勤務制度」と「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」措置の最長利用可能期間をみると、「短時間勤務制度」では「3年」が44.7%と最も高く、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」では「3年未満」が、43.4%と最も高くなっている（表14, 付属統計表第20表）。

表 14 介護のための所定労働時間の短縮措置の各制度の有無及び
最長利用可能期間別事業所割合

(%)

	事業所計	最長利用可能期間					
		制度あり	3年未満	3年	3年を超え 5年未満	5年を超 える期間	
短時間勤務制度 令和4年度	100.0	62.1 (100.0)	(44.1)	(44.7)	(1.1)	(10.0)	
介護の場合に 利用できる フレックス タイム制度 令和4年度	100.0	11.7 (100.0)	(40.1)	(21.4)	(0.9)	(37.5)	
始業・終業時刻 の 繰上げ・繰下げ 令和4年度	100.0	32.2 (100.0)	(43.4)	(32.4)	(1.2)	(22.9)	
介護に要する 経費の援助措置 令和4年度	100.0	3.9 (100.0)	(46.9)	(11.7)	(1.3)	(40.2)	
テレワーク (在宅勤務等) 令和4年度	100.0	9.2 (100.0)	(25.7)	(9.2)	(1.5)	(63.6)	

(2) 介護休業取得者がいた際の雇用管理

介護休業取得者がいた際の雇用管理（複数回答）については、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」が86.5%（令和元年度77.9%）、「事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた」が7.7%（同13.1%）、「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」が4.7%（同13.8%）であった（表15、付属統計表第23表）。

表 15 介護休業者がいた際の雇用管理の内容別事業所割合（複数回答）

(%)

	介護休業者が いた事業所計	代替要員の補 充を行わず、 同じ部門の他 の社員で対応 した	事業所内の他 の部門又は他 の事業所から 人員を異動さ せた	派遣労働者や アルバイトな どを代替要員 として雇用し た	その他	不明
令和元年度	100.0	77.9	13.1	13.8	7.8	-
令和4年度	100.0	86.5	7.7	4.7	6.1	-

(3) 介護の問題を抱えている従業員の把握

介護の問題を抱えている従業員がいるかどうかの実態を把握している事業所の割合は62.0%（令和元年度61.9%）であった。

実態を把握している事業所における把握方法（複数回答）をみると、「自己申告制度等で把握した」が61.2%（同59.7%）と最も高く、次いで「直属の上司等による面談で把握した」が57.9%（同54.0%）となっている（表16、付属統計表第22表）。

表 16 介護の問題を抱えている従業員の把握の有無、把握方法別事業所割合

(%)

	事業所計	把握方法（複数回答）							把握していない	不明
		把握している	直属の上司等による面談	自己申告制度等	仕事と介護の両立等に関する従業員アンケート	介護に関する相談窓口	その他			
令和元年度	100.0	61.9 (100.0)	(54.0)	(59.7)	(1.3)	(3.5)	(14.3)	38.1	-	
令和4年度	100.0	62.0 (100.0)	(57.9)	(61.2)	(2.1)	(5.5)	(13.8)	37.9	0.1	

6 介護休暇制度

(1) 介護休暇制度の規定状況

介護休暇制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では69.9%（平成30年度60.8%）、事業所規模30人以上では86.5%（同81.0%）となっており、前回調査に比べ、それぞれ9.1ポイントと5.5ポイント上昇した（図9, 付属統計表第24表）。

産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業（94.9%）、複合サービス業（94.3%）、金融業, 保険業（93.1%）で制度がある事業所の割合が高くなっている（付属統計表第24表）。

規模別にみると、500人以上では98.4%、100～499人では94.3%、30～99人では84.4%、5～29人では66.4%となっており、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（図10, 付属統計表第24表）。

図9 介護休暇制度の規定あり事業所割合

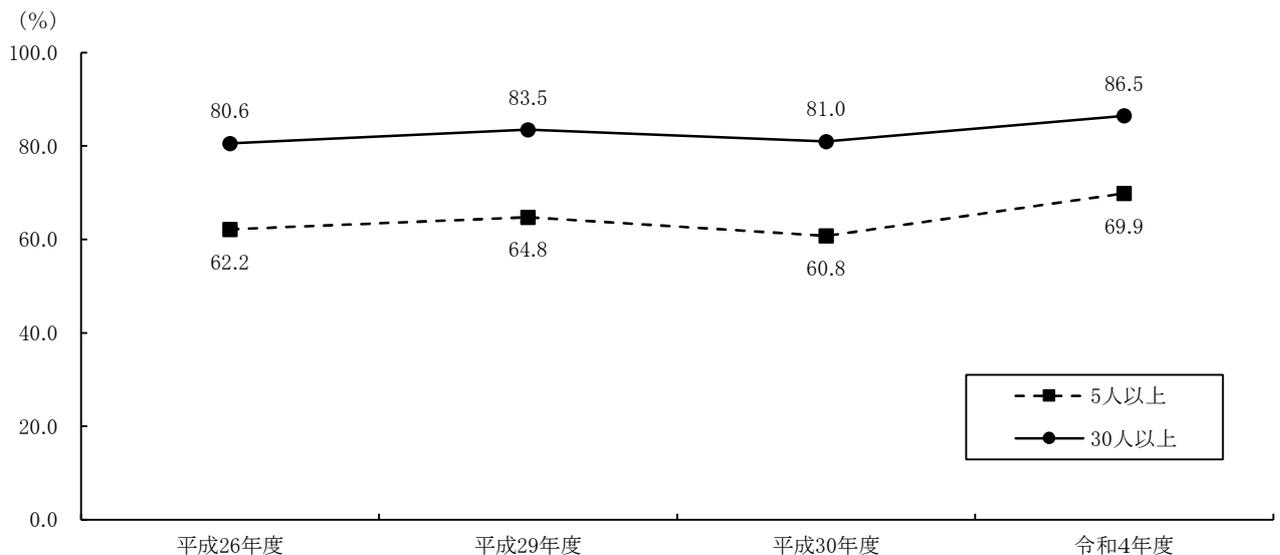
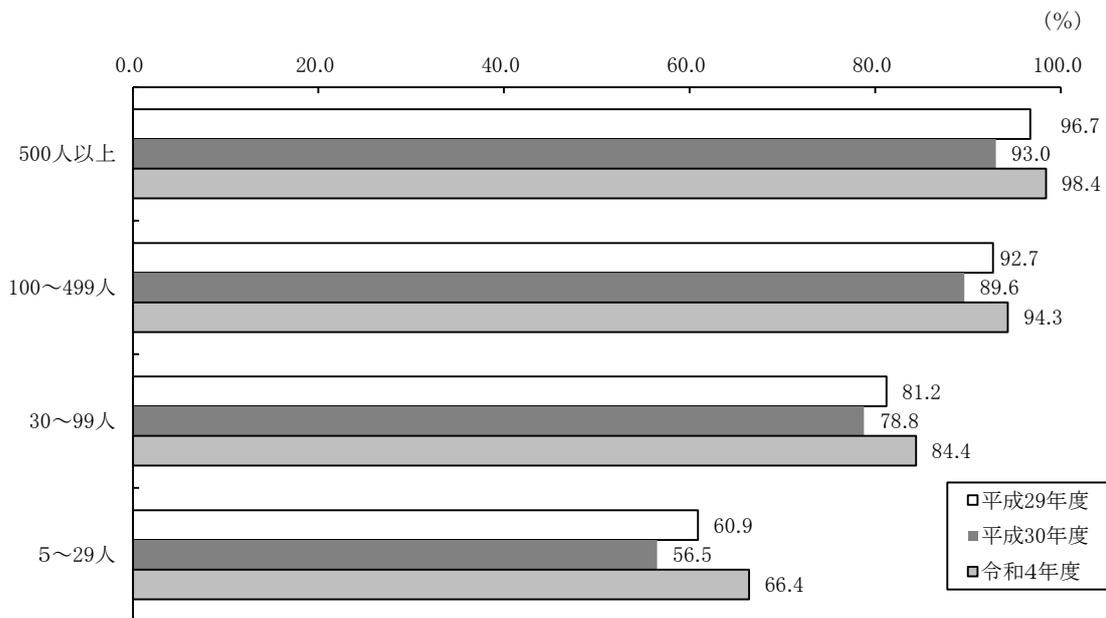


図 10 事業所規模別介護休暇制度の規定あり事業所割合



(2) 介護休暇制度の内容

ア 休暇日数

介護休暇制度の規定がある事業所において、休暇日数の制限の有無や内容をみると、「制限あり」が94.2%（平成29年度95.6%）であった。

制限がある場合の1年間に取得できる休暇日数については、「対象家族が1人の場合」は「5日（法定どおり）」が93.5%、「対象家族が2人以上の場合」は「10日（法定どおり）」が94.2%でそれぞれ最も高くなっている（表17、附属統計表第24表）。

表 17 介護休暇制度の休暇日数の制限の有無及び制限の単位別事業所割合 (%)

	介護休暇制度の規定がある事業所計	制限あり	対象家族が1人の場合				対象家族が2人以上の場合				制限なし
			5日 (法定どおり)	6~10日	11~20日	21日以上	10日 (法定どおり)	11~20日	21~40日	41日以上	
平成29年度	100.0	95.6 (100.0)	(93.5)	(1.5)	(0.7)	(4.3)	(94.3)	(1.3)	(0.3)	(4.1)	4.4
令和4年度	100.0	94.2 (100.0)	(93.5)	(1.7)	(0.7)	(4.1)	(94.2)	(1.6)	(0.4)	(3.7)	5.8

イ 介護休暇の取得可能単位

介護休暇の取得可能単位については、「時間単位で取得可」が56.9%（平成29年度16.4%）と最も高くなっており、次いで「時間単位では取得できないが、半日単位では可」が21.9%（同68.0%）となっている（表18、附属統計表第25表）。

表 18 介護休暇の取得可能単位別事業所割合

(%)

	介護休暇制度の 規定がある事業 所計	時間単位で 取得可	時間単位では取得 できないが、半日 単位では可	1日単位のみ	不明
平成 29 年度	100.0	16.4	68.0	15.6	-
令和 4 年度	100.0	56.9	21.9	21.2	-

(3) 介護休暇制度の利用状況

ア 介護休暇取得者の有無別事業所割合

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に介護休暇を取得した者がいた事業所の割合は 2.7% (平成 23 年度 2.5%) であった。取得者がいた事業所のうち、男女労働者ともに介護休暇を取得した事業所の割合は 17.7%、女性労働者のみ取得した事業所の割合は 47.2% (同 51.1%)、男性労働者のみ取得した事業所の割合は 35.1% (同 32.1%) であった (表 19, 付属統計表第 26 表)。

表 19 介護休暇取得状況別事業所割合

(%)

	事業所計	介護休暇取得者あり事業所			介護休暇取得者なし事業所	不明
		男女とも取得者あり事業所	女性のみ取得者あり事業所	男性のみ取得者あり事業所		
平成 23 年度	100.0	2.5 (100.0)	0.4 (16.8)	1.3 (51.1)	0.8 (32.1)	97.5
令和 4 年度	100.0	2.7 (100.0)	0.5 (17.7)	1.3 (47.2)	0.9 (35.1)	97.2

イ 介護休暇の取得日数

介護休暇の取得日数についてみると、女性労働者は、「1～5日」が 81.8% と最も多く、次いで「11日以上」9.2%、「6～10日」9.0% の順となっている。男性労働者は、「1～5日」が 82.2% で最も多く、次いで「6～10日」14.8%、「11日以上」3.0% の順となっている (表 20, 付属統計表第 27 表)。

表 20 取得日数別介護休暇取得者割合

(%)

	介護休暇取得者計	取得日数			
		1～5日	6～10日	11日以上	
令和 4 年度	女性	100.0	81.8	9.0	9.2
	男性	100.0	82.2	14.8	3.0

Ⅱ 母性健康管理制度に関する事項

1 男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理制度の規定状況

(1) 妊産婦の通院休暇

妊産婦が保健指導や健康診査を受診するために必要な時間を確保するための休暇（以下、「妊産婦の通院休暇」という。）の規定がある事業所は57.0%で、前回調査（平成30年度43.2%）より13.8ポイント上昇した（表21、付属統計表第28表）。

規模別にみると、500人以上で86.5%、100～499人で70.7%、30～99人で64.9%となっており、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている。

規定について、休暇の付与単位をみると、「必要に応じて」が50.5%（平成30年度48.5%）と最も高く、「時間単位」20.5%（同18.6%）、「1日単位」20.4%（同20.2%）、「半日単位」6.1%（同8.5%）の順となっている（表21、付属統計表第28表）。

また、通院休暇の利用中の賃金を「有給」とする事業所は38.2%（平成30年度38.4%）で、そのうち60.7%が「全期間100%支給」としている（表22、付属統計表第33表）

表21 妊産婦の通院休暇の規定の有無、内容別事業所割合

(%)

	事業所計	規定の内容							規定なし	不明
		規定あり	1日単位	半日単位	時間単位	必要に応じて	その他			
平成30年度	100.0	43.2 (100.0)	(20.2)	(8.5)	(18.6)	(48.5)	(4.1)	53.4	3.4	
令和4年度	100.0	57.0 (100.0)	(20.4)	(6.1)	(20.5)	(50.5)	(2.5)	42.8	0.1	

表22 妊産婦の通院休暇中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	規定あり事業所計	有給			無給	不明
		全期間100%支給	その他			
平成30年度	100.0	38.4 (100.0)	(70.0)	(30.0)	56.4	5.2
令和4年度	100.0	38.2 (100.0)	(60.7)	(39.3)	61.7	0.1

(2) 妊娠中の通勤緩和の措置

妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定がある事業所は47.9%で、前回調査（平成30年度38.5%）より9.4ポイント上昇した（表23、付属統計表第29表）。

産業別にみると、複合サービス事業（79.5%）、金融業、保険業（74.6%）、電気・ガス・熱供給・水道業（62.1%）でその割合が高くなっている。

規定の内容（複数回答）をみると、「勤務時間の短縮」が76.6%（平成30年度75.4%）と最も高く、次いで、「時差通勤」74.9%（72.9%）となっている（表23、付属統計表第29表）。

表 23 妊娠中の通勤緩和の措置に関する規定の有無、内容別事業所割合 (%)

	事業所計	規定の内容 (複数回答)						規定なし	不明
		規定あり	時差通勤	勤務時間の短縮	通勤手段や通勤経路の変更	その他			
平成 30 年度	100.0	38.5 (100.0)	(72.9)	(75.4)	(19.1)	(22.5)	58.0	3.5	
令和 4 年度	100.0	47.9 (100.0)	(74.9)	(76.6)	(18.8)	(20.8)	52.0	0.1	

勤務時間の短縮中の賃金については、「有給」とする事業所は 32.7% (平成 30 年度 33.9%) で、そのうち 57.9% (同 62.1%) が「全期間 100%支給」としている (表 24、付属統計表第 33 表)。

表 24 妊娠中の通勤緩和措置による勤務時間の短縮中の賃金の有無別事業所割合 (%)

	規定あり事業所計	有給		無給	不明	
		全期間 100%支給	その他			
平成 30 年度	100.0	33.9 (100.0)	(62.1)	(37.9)	61.7	4.5
令和 4 年度	100.0	32.7 (100.0)	(57.9)	(42.1)	66.9	0.3

(3) 妊娠中の休憩に関する措置

通常の休憩時間とは別に妊婦が休養や捕食を取るための休憩に関する措置 (以下、「妊娠中の休憩に関する措置」という。) の規定がある事業所は 49.0% で、前回調査 (平成 30 年度 37.4%) より 11.6 ポイント上昇した (表 25、付属統計表第 30 表)。

産業別にみると、複合サービス事業 (80.7%)、金融業、保険業 (71.6%)、教育、学習支援業 (57.2%) でその割合が高くなっている。

規模別にみると、500 人以上で 73.2%、100~499 人で 61.3%、30~99 人で 58.0%、5~29 人で 46.8% となっており、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている (付属統計表第 30 表)。

表 25 妊娠中の休憩に関する措置の規定の有無、内容別事業所割合 (%)

	事業所計	規定の内容 (複数回答)					規定なし	不明
		規定あり	休憩時間の延長	休憩回数の増加	休憩時間帯の変更	必要に応じた休憩		
平成 30 年度	100.0	37.4 (100.0)	(57.4)	(57.5)	(19.1)	(55.4)	59.2	3.5
令和 4 年度	100.0	49.0 (100.0)	(55.9)	(56.6)	(19.5)	(58.8)	50.9	0.1

休憩中の賃金については、「有給」とする事業所は 39.7% (平成 30 年度 40.4%) で、そのうち 61.6% (同 69.8%) が「全期間 100%支給」としている (表 26、付属統計表第 33 表)。

表 26 妊娠中の休憩中の賃金の有無別事業所割合

(%)

	規定あり 事業所計	有給				無給	不明
			全期間 100%支給	その他			
平成 30 年度	100.0	40.4	(100.0)	(69.8)	(30.2)	54.5	5.1
令和 4 年度	100.0	39.7	(100.0)	(61.6)	(38.4)	60.2	0.1

(4) 妊娠中または出産後の症状等に対応する措置

妊娠中または出産後の症状等に対応する措置に関する規定がある事業所は 53.1% で、前回調査（平成 30 年度 45.7%）より 7.4 ポイント上昇した（表 27、附属統計表第 31 表）。

産業別にみると、複合サービス事業（86.5%）、金融、保険業（80.9%）、電気・ガス・熱供給・水道業（67.7%）でその割合が高くなっている。

規模別にみると、500 人以上で 85.0%、100～499 人で 71.5%、30～99 人で 62.7%、5～29 人で 50.7%となっており、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている（附属統計表第 31 表）。

表 27 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置の規定の有無、内容別事業所割合

(%)

	事業所計	規定の内容（複数回答）						規定なし	不明
		規定あり	作業の 制限	勤務時間 の短縮	休業	その他			
平成 30 年度	100.0	45.7	(100.0)	(68.2)	(79.7)	(69.0)	(19.3)	51.4	2.9
令和 4 年度	100.0	53.1	(100.0)	(72.3)	(78.4)	(73.6)	(17.9)	46.7	0.1

「勤務時間の短縮」中の賃金を「有給」とする事業所は 31.0%（平成 30 年度 30.1%）で、そのうち 51.2%（同 58.6%）が「全期間 100%支給」としている。また、「休業」中の賃金を「有給」とする事業所は 25.9%（同 27.3%）で、そのうち 45.0%（同 48.7%）が「全期間 100%支給」としている（表 28、附属統計表第 33 表）。

表 28 妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置による賃金の有無別事業所割合

(%)

	規定あり 事業所計	勤務時間の短縮						休業					
		有給		全期間 100% 支給	その他	無給	不明	有給		全期間 100% 支給	その他	無給	不明
平成 30 年度	100.0	30.1	(100.0)	(58.6)	(41.4)	64.7	5.3	27.3	(100.0)	(48.7)	(51.3)	67.8	4.8
令和 4 年度	100.0	31.0	(100.0)	(51.2)	(48.8)	68.9	0.2	25.9	(100.0)	(45.0)	(55.0)	73.9	0.2

Ⅲ 多様な正社員制度に関する事項

1 多様な正社員制度の実施状況

多様な正社員制度の実施状況は、「勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）」が 24.1%となっている。制度ごとの状況（複数回答）をみると、「短時間正社員」が 16.8%、「勤務地限定正社員」が 15.4%、「職種・職務限定正社員」が 12.4%となっている（表 29、付属統計表第 35 表）。

	事業所計	勤務できる (制度が就業規則等で 明文化されている)	実施状況 (複数回答)			制度が就業規則等で明文化されていない
			短時間正社員	勤務地限定正社員	職種・職務限定正社員	
令和 4 年度	100.0	24.1 (100.0)	16.8 (69.7)	15.4 (63.8)	12.4 (51.4)	75.9

2 多様な正社員制度の利用状況

(1) 多様な正社員制度の利用状況別事業所割合

多様な正社員として勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）事業所において、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者がいた事業所割合は、「短時間正社員」が 32.6%、「勤務地限定正社員」が 44.8%、「職種・職務限定正社員」が 38.6%、となっている（表 30、付属統計表第 37 表）。

	勤務できる(制度が就業規則等で明文化されている)事業所計	利用者あり	利用状況 (複数回答)			利用者なし	不明
			男女とも利用者あり	女性のみ利用者あり	男性のみ利用者あり		
令和 4 年度	短時間正社員	100.0 (100.0)	32.6 (17.2)	5.6 (72.9)	23.7 (9.9)	3.2 (9.9)	67.4 -
	勤務地限定正社員	100.0 (100.0)	44.8 (39.9)	17.9 (47.6)	21.3 (12.5)	5.6 (12.5)	55.2 0.0
	職種・職務限定正社員	100.0 (100.0)	38.6 (39.6)	15.3 (46.1)	17.8 (14.3)	5.5 (14.3)	61.4 0.0

注：「利用者」は、多様な正社員制度の各種制度がある（制度が就業規則等で明文化されている）事業所において、令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間に制度を利用した者をいう。

(2) 多様な正社員制度の利用者割合

多様な正社員として勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）事業所において、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に制度を利用した者の割合は、「短時間正社員」が3.4%、「勤務地限定正社員」が11.6%、「職種・職務限定正社員」が13.9%となっている（表31、付属統計表第40表）。

表 31 多様な正社員制度の利用者割合 (%)

		男女計		女性		男性	
		常用労働者計	利用者	女性常用労働者計	利用者	男性常用労働者計	利用者
令和4年度	短時間正社員	100.0	3.4 (100.0)	100.0	5.1 (78.1)	100.0	1.5 (21.9)
	勤務地限定正社員	100.0	11.6 (100.0)	100.0	12.8 (53.3)	100.0	10.4 (46.7)
	職種・職務限定正社員	100.0	13.9 (100.0)	100.0	16.1 (55.3)	100.0	11.9 (44.7)

注1：多様な正社員として勤務できる（制度が就業規則等で明文化されている）事業所の常用労働者を100として集計した。

注2：「利用者」は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に制度を利用した者をいう。